公　告

諸　事　項

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第１号の規定に基づき、戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成 26 年２月 10 日

松山地方法務局長　西田　勝彦

記

氏名　土居　秀年

所属する土地家屋調査士会　愛媛県土地家屋調査士会

登録番号　愛媛第702号

事務所の所在地　愛媛県松山市清水町三丁目201番地３

違反行為　会則違反等

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年２月 10 日

関東地方整備局長　深澤　淳志

1　処分をした年月日　平成26年１月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　佐田建設株式会社　荒木　　徹　群馬県前橋市元総社町１－１－７　国土交通大臣許可（特―20）第3567号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（清掃施設工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年11月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年２月 10 日

関東地方整備局長　深澤　淳志

1　処分をした年月日　平成26年１月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　司産業株式会社　忽滑谷　明　埼玉県入間市野田936　国土交通大臣許可（特―23）第19425号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年11月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年２月 10 日

関東地方整備局長　深澤　淳志

1　処分をした年月日　平成26年１月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社勧工　八尋　英治　千葉県船橋市上山町３―617―７－２　国土交通大臣許可（般―20）第22962号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年11月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年２月 10 日

関東地方整備局長　深澤　淳志

1　処分をした年月日　平成26年１月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三菱電機住環境システムズ株式会社　宮田　由憲　東京都台東区東上野４－８－１　国土交通大臣許可（般・特―24）第15768号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年11月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年２月 10 日

関東地方整備局長　深澤　淳志

1　処分をした年月日　平成26年１月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東芝テクノシステム株式会社　小林　栄司　東京都台東区東上野２―21―10　国土交通大臣許可（般―23）第22016号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年11月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年２月 10 日

関東地方整備局長　深澤　淳志

1　処分をした年月日　平成26年１月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　有限会社吉廣工務店　吉森廣太朗　千葉県船橋市高野台３－６―24　国土交通大臣許可（般―20）第20534号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年12月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年２月 10 日

関東地方整備局長　深澤　淳志

1　処分をした年月日　平成26年１月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　扶桑建設工業株式会社　上床　隆明　東京都中央区新川１―23―５　国土交通大臣許可（特―22）第3781号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（さく井工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年12月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年２月 10 日

関東地方整備局長　深澤　淳志

1　処分をした年月日　平成26年１月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ライト工業株式会社　鈴木　和夫　東京都千代田区五番町６－２　国土交通大臣許可（特―21）第3660号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年12月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。